

賃錢六百卅五文三車各七十五文
六車各七十文

〔日本歲時記〕五八月

此月早稻の稈を收置べし、布をさらし、紅花を用ひ、絹布を染、毒をけす、其外用多し。

〔倭名類聚抄〕十七稻芒穂等附

薩珣云乘

音丙訓以奈太波利見毛詩也

禾束也。○薩珣以下十九字原脫今據一本補四聲字苑云、穡

在詣反今按田野人所謂揀稻之揀字所出未詳宜用此字歟刈把數也。

〔箋注倭名類聚抄〕九稻穀

按伊奈太波利蓋稻手張之義謂束禾盈握也。○中

按說文乘禾束也从又持

禾薩氏蓋依之。○中

按稻曰束見令式謂所束稻也、當時田野人或從手作揀用之爲束之字也、束

或作揀見集韻新井氏曰揀字當訓多波奴。○中

廣韻穡刈禾把數也、與此義同說文穡穫刈也。

〔類聚名義抄〕七乘イナタハリ

〔伊呂波字類抄〕伊穡イナタハリ 穡同

〔倭訓栞〕伊いなたば 禾把也、又穡をよめり、

〔安齋隨筆〕前編十一穎幾束 倭名類聚鈔國郡部に穎幾束と見へたり、束の事詳ならず、然れども

田令義解に云、段地穫稻五十束、束稻舂得米五升也、於町須得五百束也とあり、束の稻舂て米五升

を得るとあれば、いまだ磨らざる時は、一束の稻の米一斗計あるべし、是にて大概一束の分量を

しるべし、和名抄に、稻幾束とも穎幾束ともあり、同事なれども、穎字を宜とすべし、又云、右にいま

だ磨ざる時は一斗計あるべしと云たるは、モミを磨るを以て云也、舂て得米五升と云も、大概を

云なるべし、一莖に稻の多少年の熟不熟によつて不同あるべし、されども、大概を知るべき也。

〔令義解〕三凡田長卅步、廣十二步爲段、十段爲町、謂段地穫稻五十束、束稻舂得米五升也。

〔日本書紀〕二十五大化二年正月甲子朔賀正禮畢、即宣改新之詔曰、○中其三曰、初造戶籍計帳、班田

收授之法、○中凡田長三十步、廣十二步爲段、十段爲町、段租稻二束、二把、町租稻二十二束、